――筆写本「鎌倉松岡東慶寺来由」の紹介―― 安政二年江戸八丁堀岡崎町重蔵娘「まつ」寺法離縁一件

髙

侃

木

目

次

三

重蔵娘「まつ」の駆け込みまで はじめに

むすび 「松ヶ岡ニては夫呼出し候事は稀也」の意味 駆け込みから寺法離縁成立まで 1 「まつ」の初婚・再婚(聟取)と娘の縁談 2 聟の縁談拒絶と種々のいがみ合い

五 四

〈史料翻刻〉「鎌倉松岡東慶寺来由

全



「鎌倉松岡東慶寺来由 一丁表(本頁下段)



はじ

8

K

「鎌倉松岡東慶寺来由 全」表紙

白三丁からなる。

横一六・○糎の袋綴で、目録一丁、本文一八丁、余

け、

模様紙で装丁を施したもので、

時代の筆写本(一冊)を入手した。

最近、

「鎌倉松岡東慶寺来由

、縦二七・○糎、。厚紙で表紙を付全」と題する江戸

、その一丁の表には、「重蔵誥心明記目録全」とし

て、

一重蔵物語之事

附り縁起・由来之事

附り家老堀主水之事加藤明成断絶之事

をなし、実際には重蔵娘「まつ」が松ヶ岡(東慶寺)ている。とはいえ、全体を通じて「重蔵物語」の態目録(目次)として、右の三項目の内容が示され

ことが語られている。 へ駆け込み、寺法離縁に至るまでの経緯が記されている。そのなかで、東慶寺の縁起・由来と加藤明成改易の しかも本書は「戯作之」(二丁表)とあり、戯文を含む内容で、事実とはいえないのかも

しれない。

たことも判明し、筆者の誤りにも気付いた。あらためて、この一件を検証することとしたい。 筆者はかつて「まつ」の駆け込み一件を「内済離縁後逗留」と判断したが、実は本書によって「寺法離縁」だっ するように、これの関連文書が東慶寺現蔵文書に二通、旧蔵文書(小丸文書)に三通存在することが判明した。 本稿は、重蔵娘「まつ」の駆け込みが事実であるのか否かをまず確かめることを第一の目的としたが、後述

いと、このような言辞は出てこないので、作者は明らかに東慶寺関係者と推定される。なお、これが筆写原本 本人の、 は夫呼出し候事は稀也」の文章の意味を後に検討するが、東慶寺の駆け込みや縁切寺法に相当詳しい人物でな 目録に「重蔵物語」とあるが、これの作者は「雨冠に石」と記している(二丁表)。このような漢字はなく、 洒落た造語かもしれないが、ここではさしあたり「雨石」と表記しておきたい。文中の「松ヶ岡ニて

するにとどめ、史料翻刻にゆずることとしたい。 以下、筆写本について、駆け込みから寺法離縁まで縁切寺法に関することを中心に論及し、他は簡略に説明

なのか、更なる筆写本なのかは不明である。

二 重蔵娘「まつ」の駆け込みまで

1

「まつ」の初婚・再婚

(聟取)

と娘の縁談

4

ここに「一ツの口説有」で、物語は始まる。本文は戯文調だが、事実と思われることに即して述べたい。

ず「まつ」の初めの婚姻から別離までをみよう (二丁表~三丁表)。

生活を送っていた。妻を早く亡くしたが、一人娘「まつ」を男手一つで育て、十七歳のころになると、 江戸小網丁三丁目宇八店の重蔵は、嶋屋で飛脚渡世、かたがた金使(代金督促)をしながら、何不自由ない

りのことも出来、容貌も美しく、引く手数多であった。たまたま当時流行の常磐津のおさらい会で見初められ

小網丁に縁者があって逗留中に「まつ」を見初めたもので、「まつ」を思う余り、心をこめた艶書に歌二首を添 相手の男は江戸近在二合半領皿沼村(現・埼玉県吉川市)萬平といい、年は二〇歳、大尽の忰であった。

えて送ったという。「まつ」の方も想いは同じであったか、返歌をなし、こうして二人は相思相愛、あげく「ま 際を了解し、それからは公然と行き来することになる。二人の間に女子が出生し、萬平もその子「かつ」を手 つ」は妊娠する。父重蔵に人を介して打ち明けたところ、萬平の実家は相応の資産家でもあり、父も二人の交

なって、生涯の別れとなる。 出生から「厚く手当」をしたとあり、さらに別れを「生涯の手切レ」と称している。「お手当忝く」や馴染んだ ここで疑問なのは、なぜ「まつ」は萬平について皿沼村に行かなかったのかということである。萬平は女子

厚く育てるが、「かつ」が五・六歳になったとき、萬平の父が亡くなり、やむなくその実家を相続することと

女と「手切れ」になることは、妾の生活・離縁に特有の文言であるので、「まつ」は萬平の妾だったのであろう。 そう考えれば、萬平の実家に一緒について行かなかったことも理解できる。

える。 それから一両年がたったころ、「前夫」萬平は死んだものと思い、浅草鳥越丁煙草屋久兵衛弟卯之助を聟に迎 卯之助は烟草切り渡世だったが、兄久兵衛が辻番人の株を買い、本所中の郷元町へ転宅することになっ

月「金壱分宛」八か年間、 の孫は卯之助にとっては、「義理有娘」ということになり、これを養育してくれることに対して、重蔵からは毎 意した金一○両で株を買い請けて、鳥越丁に引っ越して行く。それから、九か年の歳月がたつ。もっとも重蔵 一滞りなく贈り、都合金高二四両になる。その間、重蔵はといえば、 飛脚渡世に不都

合ということで、相変わらず小網町に住まいし、娘「まつ」の住む鳥越には移らなかった。

たので、兄の跡を継ぎ、烟草屋渡世をしたいと聟卯之助が切望する。そこで、家内中の衣類等を質に入れて用

た重蔵も内々調べたところ、至極よい話で、現在の卯之助方での貧窮生活で難義するよりは、 仕込まれていたので、同年九月中、浅草蔵前相応の町人から嫁にと望まれる。媒人(媒酌人)も中に入り、ま まことに「光陰矢の如し」というが、安政元年(一八五四)には、重蔵七○歳、「まつ」三八歳、「かつ」一 卯之助は四〇歳になっていた。孫「かつ」は、遊芸もたしなみ、人中に出しても恥ずかしくないように その町人へ縁付

いた方が、当人「かつ」は勿論、行く行くは卯之助夫婦の為にもよいとの結論に至る。

早速卯之助に相談したところ、卯之助の返答はつぎのようなものであった。「いま自分は四○歳になったが、

聟の縁談拒絶と種々のいがみ合い

実子は一人もいない。自分の兄・妹は子沢山で、羨しい。ぜひとも養女といえる『かつ』に聟を取って、

八か年二四両、なお「かつ」衣類代に六両、都合金三〇両も遣ったことでもあり、何分よき縁談だから、 の世話になりたいと思っている。今更このような嫁入りの相談は論外、迷惑だ」と言い切る。重蔵にすれば

色を変えて強情を言い募る。重蔵も一歩も引かず、大騒動となる。

しかし、卯之助の方は不承知だと申し張る。

しかも性質一徹・短慮な者で、

とも縁付けたいと主張する。

0

·願書は左の通りである (七丁表~八丁表)。

兵衛に打ち明けて、八丁掘岡崎町甥の善助方へ身を寄せる(この道筋が実に凝った戯文で語られているが、 うちに連れ帰った方がよいとすすめられ、 近所の者が駆けつけて取り押へたけれども、 重蔵、 卯之助は狂乱の如く荒れているので、 母娘三人は立ち退く。その上で事の次第、 娘・孫が怪我でもしな 部始終を媒人佐

述の翻刻 〈五丁裏~六丁表〉を見ていただきたい)。

ても「まつ」妻子の離縁は示談に至らないと判断して、思い切って町奉行・井戸対馬守覚弘様に訴え出る。 て暮らしている様子であった。 で残らず金二〇両で売り払い、本所原庭町庄助店へ引っ越してしまう。兄久兵衛方で、水汲などの下働きをし を遣って会えないが、ようよう面会できても卯之助は どうしても納得しない。そうこうしているうちに日数も立ち、 それから一同相談の結果、 佐兵衛を頼み、 重蔵方ではこれまで度々道理を尽くした交渉を重ねてきたが、 卯の助方へ離縁の交渉をしてもらうことになった。多くは居留守 「妻の縁は切れても娘の縁は切れぬ」というばかりで、 卯之助は鳥越の居宅にあった所帯の勝手道具ま 解決をみず、 そ

乍恐以書付奉歎願候

八丁掘岡崎丁

家主字兵衛店

善 重 重 同居

蔵

衛本所中の郷え転宅ニ付、其跡ニて烟草屋商売仕度旨卯之助立て申候ニ付、 私義拾ヶ年以前小網丁字八店ニ住居罷在候節 浅草鳥越丁久兵衛弟卯之助と申者聟養子ニ貰候所、 其意ニ任せ家内中之衣類質入 右久兵

呉候故、 金拾両の株買請、 孫手当として月々金壱分宛八ヶ年ヶ間金弐拾四両、 転宅致し候、私義は小網丁ニ残不相替飛脚渡世仕居候、 外ニ孫衣類差支へ候節三度ニ金六両、 尤卯之助は義理有孫を養育致し 都合金

之助以之外憤り候故、 三拾両程相送り申候、 段々争二相成、孫妻子共追出され候間、 然ル処昨寅年九月中孫事縁女ニ所望被致候間、遣し候方宜しくと相談致し候所、 私連帰り、 媒人佐兵衛ヲ以離縁掛合致し候 卯

し候ては悪所場抔え売候は眼前之義、 所何分離縁状呉不申、 妻の縁は切候ても娘は相渡し不申と強情申張、 且又何迄も不相分候ては、当時三人無宿同様ニて殊之外難義仕候! 誠ニ当惑仕候、 乍併当人えかつを渡

付被下置候半ハ、我等三人助り申候間、 何卒格別之以 御慈悲娘・孫両人之離縁状差出呉、浅草取越之居宅売候半金私方え手取ニ相成候様被 此段偏二御糺之上奉願上候、以上

仰

八丁掘岡崎丁

善助同居

安政二卯四月二日

:御町奉行所

重

蔵⑪

御役人衆中様

は媒人を通じての離婚交渉にも応じず、もし「かつ」を聟に渡したら、悪所に売り払われることは明白である。 ここで重蔵は、 孫女「かつ」縁談から、聟との間がこじれ、その妻子が住居を追い出されたこと、聟卯之助

さしあたりは勘弁するようにと説得される。 ついては、 すなわち、 町奉行所に「駈込訴」したのである。町奉行所役人は願書を一覧した上で、重蔵につぎのように述べ 離縁状を差し出すこと、鳥越の居宅にあった諸道具を売り払った代金の半金を重蔵方に渡してほし この願書を取り上げることになれば、夫・卯之助には しいて願うときは、町法に則り(名主の添簡をもって)、願うよう 「入牢」を申し付けることになるので、

く重蔵の来るのを待つことになる。

にと申しつけられ、やむなく「願下ケ」にするのである。

は の縁を切ったとはいえ、「窮鳥懐ニ入時は狩人も是を助く」との諺もあり、このようなときこそ助けない いかないという。 そこで再び善助と相談し、孫「かつ」は実父の萬平方へ頼むのがよかろうと連れて行く。 ましてや「かつ」は実子でもあるからと預かってくれる 萬平は、 日.

もではあるが、かつは重蔵から預かった者であるから、早々に重蔵を呼びにやる。来るまで待ってほしい。そ の上で、 届きなり。すぐに渡せ」とすごみ、、「ぐずぐずすれば、その分には捨て置かんぞ」と返答次第では刀を抜きか ねない有様であった。それに対して萬平は恐々ではあったけれど進み出て、「卯之助の言うことは至極もっと ところが、どう聞き出したか、夫卯之助が帯剱のなりで、目の色を変えて押し込んできて、「娘を隠すとは不 かつは重蔵に渡すから、 重蔵から受け取ってくれ」と言えば、卯之助も「それもそうだ」と、やむな

うに」と申すが、 房十手・取縄等を卯之助の目の前に投げ出して捕える構えをみせ、卯之助に詰め寄る。さすがの卯之助も仰天 る。一同は卯之助に向かって、「おまえの致し様はがさつに過ぎる。早々に人を介して当たり前の交渉をするよ 財力と為政者とのパイプを持っていたことになる)。すぐさま大谷源八・糟谷善太夫・赤井弥藤太の三人が来 その間に、萬平は一計を案じ、八丁掘の同心三人を頼む(このようなことができたとすれば、 卯之助は「娘を渡してもらうまでは、どうあっても立ち退かない」と言う。 同心三人は、赤 萬平は相当な

顔色は青さめ、身震いして、これからは、「穏便之掛合」をするといって引き取った。 扱人が入って、萬平と交渉の結果、萬平には外に実子もなく、「かつ」を不便に思い、

は差し出すので、娘「かつ」を貰い受けたいと申し出るが、 卯之助は承知しない。「かつ」を取り戻し、「遊所

縁談があって、卯之助との離縁交渉がこじれた安政元年九月からすでに一年余にもなる。 介になっているのも気の毒で、いろいろと思案しても先へ延ばせば延ばすほど難義になってしまう。「かつ」に を重蔵方に戻すが、数か月を経ても解決しない。重蔵・まつ母娘の三人は無宿同様で、長々と従弟・善助の厄 場(吉原か)」へ売れば四○両位にはなるとの思惑からで、全く承知する気配がない。やむなく萬平は「かつ」 やむなく「まつ」母

\equiv 駆け込みから寺法離縁成立まで

ある。 娘は、

安政二年一一月一〇日、相州鎌倉松ヶ岡御所御役所、

つまり東慶寺へ駆け込んで、離縁を嘆願したので

兵衛方に宿泊する。 預ニ相成候」とあるので、一〇日の駆け入りに続いて直ちに実父重蔵に呼出状を出し、 ているので、引用しよう。 駆け入り直後の様子はつぎのようである(一〇丁表)。東慶寺では、「実父より始末御尋有、 寺法手続き上、 引請人善助にも呼出状が出されたが、 その請書が小丸文書 出頭した重蔵は柏屋 宿柏屋源兵衛方 769 に残存し

源

覚

岡崎町卯兵衛店

助

相分兼候間、 右之もの姉まつと申女、 右善助早々御当山御役所え可差出旨承知仕候、 御当山え駈入、 離縁御寺法願上候得共、 以 上 女之事故始末

右 町

安政二卯年十一月十二日 名主文之助

但当十八日迄ニ無相違御当山え差出申候間

御日延奉願上

以上

代

久左 衛

門印

松ケ岡

御所

御役所

う。 ここでは善吉は「まつ」の弟とあり、本書では甥とあったが、東慶寺文書の方が当然正確な記述なのであろ 一八日 (善助日延べの期限)付けで、 重蔵から寺宛に「媒人呼出願 (77)」が出されている。 それによれば

善助は呼出をうけ、直に夫方との「内済離縁」のために交渉したとあるので、いわゆる「国元内済」に向けて

むなく媒人佐兵衛を呼出して、東慶寺の寺法を弁えた上で、媒人から夫を説得してもらい、内済離縁を成立さ の努力をしたのである。ところが、夫は「まつ」の東慶寺への駆け込みさえ疑問視し、全く取り合わない。

せたいと願った。呼び出した重蔵から一部始終を聞きただした寺では、まことに不憫で、駆け込みはもっとも 御公儀様より御免の慈悲の山とされた、この東慶寺に「まつ・かつ」両人とも入山(入寺)

重蔵からも「御山法之証文」を差し上げて離縁を願う。証文の下に二つ割りで注記がなされ

(前欠)

を許すのである。 なことと判断する。

世話人も有之候間、 遣しては如何哉と咄し候所、 □□□不法之挨拶のみ申之、此家え親子共置事不相成:(破、卯之助力)

秘書につき略す」とあるのは、おそらくつぎに引用する「寺法願」(30)のことであろう。

早々引取と申候間、 離縁状荷物ヲ添て可相渡様申聞候得共、手前勝手のみ申居り、 一円不相分候間、

拠媒人え相懸り掛合候処、子年貸分金弐両ニ離縁状其外家財可引渡旨申候得共、対談及異変壱存ニて家

財諸道具売払、 当時本所兄之方え同居致し居、媒人ヲ以掛合候ても不法申募差縺候内、当人義、 御

当山え駈入、離縁 仰聞難有仕合奉存候得共、右様不法之聟ニ身ヲ任セ、 御寺法奉願上候処、女子之儀故始末不相分以御切紙、 如何様ニ致候哉も難斗候、 私御呼出二相成、 何卒格別之御隣愍 種 々御利解

を以娘まつ并孫壱人御救被下置候様偏ニ奉願上候、以上

八丁堀岡崎町

安政弐卯年

十一月廿四日

幸助同居 重

蔵印

御用宿 源 兵 衛印

松ケ岡

御所様

御役所

必要があった(もう一つの縁切寺満徳寺も同様で、満徳寺ではこれを「下方よりの願書」といった)。媒人佐兵 駆け込んだ本人の離縁願いだけではだめで、 実親 (親族) も同意して離縁を願う旨の「寺法願」を提出する

衛を差紙で呼び出そうとするが、この年一○月に発生した、 衛にも依怙贔屓のないところを尋ねたが、前々から卯之助の無理・非道が続いてきたことから、寺では夫方へ 0 出頭要請を考慮し、 卯之助の人別を聞くが、 佐兵衛・重蔵もはっきりとは知らないという。そこで、兄久兵 いわゆる安政の大地震で怪我を負い、生国上総へ

あったが、これに関しては後に詳しく検討する。 仙台屋に止宿し、 **〔難して留守であった。このままに放置すれば、** 「着届」を提出した、という。このことは「松ヶ岡ニては夫呼出し候事は稀也」ということで 余りに長引くことになり、兄名代として卯之助 が呼び出され

遣い、 上で、 左の離縁状を提出した(末尾と連署加印の部分は略されている。一八丁裏・一九丁表)。こうして寺法離縁が成 める長文で興味深いが、縁切り寺法に直接関係しないので取り上げず、翻刻(一一丁表~一七丁表)にゆずる。 に付会した開基に始まる 仙台屋門右衛門老人から、東慶寺の開基・縁起・由来を委しく物語ることとなった。その語りの内容は、 離縁状」 差し出すことになる。今回は兄に代りに夫卯之助が出頭したので、宿所から呼び出して、東慶寺の「 0 縁御寺法」を説明し、 書 (ここでは御山法之御奉書と称している)」を名主から当人に読み聞かせる。多くの場合、 仙台屋門右衛門は夜を徹して卯之助に「当山開山之縁記・由来・御寺法之重き」ことを語って聞かせ、 夫が強情で内済離縁を拒絶するときは、 このまま離縁拒絶はできないと思い切り、「妻子共松ヶ岡え御山法通月数無相違相勤 寺法離縁状」 余計の心配をするのは損だから、もう離縁状を差し出した方がよい」という。 夫卯之助に向かって、「おまえにどれほどの下心があっても、東慶寺に駆け込み、 を役所へ差し出すことを承伏した。 夫本人も大体は承伏したと思われるが、 「縁起・由来」と天秀尼のかかわる 役人の「出役」となる。 呼び出されていた仲人佐兵衛ともとくと相談した上で、 「加藤明成断絶 なお寺法の次第を聞きたい旨申すので、 支配名主・当人・五 一件」である。 当初は頑強だった卯之助 人組附添の上で、 離縁願望の者に金銭を ジメ候 全体の 夫はここで「寺法 」上は構わない旨 四割余を占 御用 その 頼朝 宿

差上申離縁状之事

立したのである。

私妻まつ并養女かつ、 御当山え駈入、 離緣之義奉願上候二付、 私し被 召出、

月数無相違相勤メ候上は、 御寺法之御利解被 仰聞奉承伏候、依之離縁状差上申候、 何方え縁組仕候共、又は何処へ住宅仕、 **輩等両人** 如何様之所 御山法之

業等有之候共、聊差構申間敷候、尤養父重兵衛義も

(後欠、余白

縁にも御用宿主人、とりわけ老人の智慧が功を奏した事例である。 離縁の成立には夫婦双方の御用宿の間を行き来して説得する役割を担った御用宿主人が重要だったが、寺法離 とある。また「御山法之月数無相違相勤メ候上候は」の文言は、 に夫を呼び出すことはきわめて異例なので、文中にも夫が「召出」されて「御寺法之御利解被 もしれない。「寺法離縁」は通常寺役人の出役後に成立する。出役は夫居住の場所に出向くので、本事例のよう 末尾は定例の文言であり、 かつ差出人・名宛人・日付は関係者にはわかっていることなので、 他の寺法離縁状にはみられない。 仰聞奉承伏候_ 省略したのか なお、 内済

四 「松ヶ岡ニては夫呼出し候事は稀也」の意味

かける妻方村役人に預けたのである(妻の父も同道した)。その文面は、寺に残る寺法手続きの書留『駈入女取 硬に離縁を拒んだとき、 満徳寺では「夫の呼出」にも離縁成立のために一定の機能を担ったのである。すなわち、夫がどうしても強 縁切寺における夫本人の呼出に関しては、東慶寺と満徳寺で大いにその機能を異にするのである。 寺がとる最後の手段は「夫の呼出」であり、 しかもその「呼状」を、 最終的交渉に出

計方御尋二付粗認差出候控』

成丈其地ニおゐて内済いたすへし、不済儀有之候ハ、、誰并親村役人等呼寄、相糺候処、倶々離縁相願候ニ付、掛合申付候、其配下誰女房誰、当寺え駈入、離縁相願候ニ付、同人親何村誰

上州徳川

類組合もの召連、早々相越否可申立候

満徳寺

役 人

租頭 衆中

とある。これをもった妻方では、 ければならないことを知らせ、示談成立を図った。右『控』にも、「右書面、 割を果たした。したがって、満徳寺ではこの「呼状」を「掛合差紙」と称したのである。 合候得は、多分ハ済方ニ相成申候」とあるように、満徳寺では「夫の呼出」が内済離縁成立に伝家の宝刀的役 頑強に離縁を拒絶する夫に「呼状」を示して、離縁に不承知なら寺に行かな 女方役人え是を渡し、夫方え為掛

四八パーセント、次いで夫の父親一三人(兄

八六六)の日記上下二冊(26・27)を整理してみた。東慶寺が呼び出す夫方の人物は、慶応二年の縁切り駆け

方、東慶寺ではどうであったのか。関係者とりわけ「夫の呼出」に関して、筆者は唯一残った慶応二年

名を入れれば一四人)で、三二パーセント、夫本人の出頭はわずか一名にしか過ぎなかった。

最も多いのは仲人で代理人一名を加えて二一人、

込み四四件中、

町) 五助、 市戸塚区)家主亀次郎店徳兵衛養女「つや」(二八歳)の事例である。夫は相州高座郡熊坂村 その事例の顛末を簡略に述べよう。これは三月六日に駆け込んだ、東海道戸塚宿字天王町四丁目 夫方媒人は善吉であった。翌七日には「つや」父徳兵衛の呼出しに飛脚が差立てられる。 (現・愛甲郡愛川 八日には (現

は「尤離縁状写は役所え取置、 州愛甲郡八菅村(現・愛甲郡愛川町)七五郎が呼び出され、「つや」は引き取られる。一五日のことで、 宿仙台屋平七方に預け、妻方に渡してほしい旨申し、役所に無断で帰ってしまう。おそらく実父と思われる同 てきたというものであった。一二日に両人は役所に呼出され説得される。一三日には五助は離縁状をしたため、 徳兵衛煩いで、倅豊吉が差添えの組合久治郎と出頭し、寺役所でこれまでの示談交渉が「不行届」の由を述べ. 夫方媒人の呼出を願う。寺では翌九日に善吉の呼出しのため飛脚を差立てるが、翌日媒人善吉に夫五助もつい 本紙はつや女え相渡し、一同帰村申付候事」とある。「つや」の駆け込みから内 日記に

呼出し候事は稀也」 仲人や実父に比べて極めて稀なことは筆者には分かっていた。だから本書を一読したとき、「松ヶ岡ニては夫 このように東慶寺での「夫の出頭」は、夫方媒人を呼び出したところ、夫もついて来て出頭したというもの 直接的「夫の呼出」ではなかったのである。以上のことから、夫本人が出頭する(呼び出される)ことは の一文には吃驚したのである。よほど東慶寺の実情に詳しい人物が記述したに違いなく、

済離縁成立まで一〇日間の出来事であった。

最終的に確認されると、女を寺に受け入れると同時に寺役人が「出役」、つまり夫のもとに出張して「寺法書 |御届之御奉書)] を名主から夫とその関係者に読み聞かせた後に、寺法離縁状を差し出させる。 それではなぜ東慶寺では「夫の呼出」をしなかったのであろうか。東慶寺では内済離縁が成立しないことが したがって、

かつ本書が事実に即して書かれたことも推測されたのである。

寺法上夫方の呼 出 はあっても「夫の呼 出 はないのである。

三郎妻「つや」の事例 夫方を呼び出して説得を願うが、夫本人ではなく、その父親と仲人の呼出を願っている (45)。 とはいえ、東慶寺文書を瞥見したところ、文久元年(一八六一)の相州大住郡小稲葉村 夫本人の「心底聞糺」した上で、その倅や父親を出頭させている (49) では、日延べをして離縁交渉するも夫は一向に取り合わない。 632 • (現・伊勢原市 やむなく妻方では このように夫方 浪

641

0

を呼出すとき、

こには、 いて、 切御難題申上間敷候」としたためられた。いわゆる「帰縁証文兼先渡し離縁状」である。 「浦郡下宮田村(現・三浦市)新左衛門妻「つや」の場合 五〇〇件を数える駆け込みのなかに夫が出頭した事例が二例ある。 つまり夫が達て帰縁を嘆願するため出頭の上、帰縁 もし今後「つや」が夫に嫌気がさして離婚を望むときは、たとえ離縁状がなくても、 (48)で、「双方御呼出ニ相成、 (復縁) し、 一つは万延二年 証文が夫から妻方に差し出された。そ (一八六一) 於御門前両宿え相 この証文で「一 正月 相州

ある。 荷物に三両を趣意 で、「(妻) 父惣吉并ニ掛り合之者被召出、……早速下方ニて両宿立入」示談交渉の結果、 あるい は趣意のことでもめたことが夫の出頭につながったのかもしれない。 (慰謝料)として出し、夫から「実筆之離縁状」を受け取ることで内済離縁が成立したので 妻方は 「ゆき」 持参

もう一つは明治元年(一八六七)九月武州都筑郡恩田村

(現 ・

横浜市緑区)

村次郎妻「ゆき」

の場

合

980

示談の最終交渉のために出てきたもので、寺が「夫の呼出」を意図したものは実質的には無きに等しく、 夫が東慶寺に出頭する実例を見ると、たまたま媒人について来たり、 帰縁 復縁 の嘆 原願 のため、 は

13

「松ヶ岡ニては夫呼出し候事は稀也」だったのである。

夫呼出し候事は稀也」の意味を検討したように、これは東慶寺に直接・間接関与した者でなくては感得できな 伝聞が綴られたと思われ、すべて真実を描いているとは言い難いが、多くの事実が含まれている。しかも「か にも史料が残存しており、善吉は東慶寺文書では弟、筆写本では甥とされている。これをみると、筆写本では れを「戯作之」(二丁表)したという。たしかに一部が戯文であるが、ここで語られた「まつ」一件は、東慶寺 縁一件を紹介することである。その作者は東慶寺ゆかりの、ここではさしあたり「雨石」と名乗る人物が、こ い記述である。とはいえ、残念ながら、作者を誰と比定することはできなかった。 つ」をめぐる聟卯之助と先夫萬平との息詰まる対峙は、迫真の時代劇を見るようである。また「松ヶ岡ニては 本稿の目的は、 筆写本「鎌倉松岡東慶寺来由」、実は内題の「重蔵誥心明記」、つまり重蔵娘「まつ」寺法離

利有孫を預ケ置き候ニ付、右養育とて云々」と一か所だけ「宇之助」の名が出てくる。しかし、小丸文書 謬に気が付いた。先に引用した「寺法願」(34)には、ほかに断簡が三片あった。そのなかに「尤宇之助えは儀 ·加) には一切出てこないので、これを「まつ」の夫 (聟) だと認識できなかった。 さて、本稿をものする過程で、東慶寺文書中の「内済離縁後逗留入寺願」(34)を「まつ」関連文書とした誤

他は井上禅定師の著書のなかで「逗留」に関連して「内済離縁後逗留」の項を設け、その実例として「まつ」 のである。一つは文書番号が六〇六(34)・六〇七(34)と連続していて、これを関連文書と考えたことである。 それ故に、右の「内済離縁後逗留入寺願」を、続いて二つの判断ミスから「まつ」関連文書としてしまった られたことを吐露して、

、擱筆する。

済離縁後逗留入寺願」は、江戸八丁堀重蔵娘「まつ」一件とは、全く別人の「まつ」の駆け込み事例だったの 前田安三郎方え及掛合候云々」と、夫名が異なるので、「まつ」は別人と判断すべきであった。したがって、「内 と差出人等が不明であったにもせよ、「私養女まつ儀」で始まり、まつは養女であったこと、しかも文中に「夫 を取り上げていたことに引きずられたからである。史料 「内済離縁後逗留入寺願」 (34) は後欠文書で、年月日

無余儀差出候離縁状故、深く執心を残し、向後如何様之所業相働候儀も難斗、 そのこととは別にして、内済離縁後「まつ」を召し連れて帰るべきところ「夫方素々心底不宜者ニ候得共、 此段心配仕候」故、 翌年の春ま

女性を一定期間匿う「内済離縁後逗留」で、元夫から庇護したことは特筆すべき制度であったといえる。 にもありそうで、現今のストーカー事件に思いをはせるとき、東慶寺がまさにアジール あらたな史料によって、読み替えを余儀なくされたが、史料の分析と検討には細心の注意を払うことを教え (避難所) として離婚

で逗留させてほしいと願った極めて稀な事例である。このように元夫が離婚した妻に執心を残すことは、

実際

註

- (1) 後述の史料翻刻には、丁数・表裏の挿入を省いたが、おおよその該当位置がわかると思い、あえて文中に丁数・表裏を記
- 3 (2) 拙編著『縁切寺東慶寺史料』(平凡社、一九九七年二月)史料番号30・31、 き算用数字は本書の史料番号を意味することを、おことわりしておきたい。 拙著『増補 三くだり半―江戸の離婚と女性たち―』(平凡社、一九九九年七月)「十六 及び769~77。本文中の()内にゴシック横書 妾の離縁状」三八四~三九九頁

- (4) 相手からみて妾は奉公人か、配偶者か、については争いがある。筆者は折衷説をとるが、妾側からみてその相手を「前夫
- と称していることは、配偶者としての側面を有していたことの証左といえよう。前掲注(3)『増補 三くだり半』三九五頁以
- (5) 本文書には、引用した最後の部分のほか、断簡が四つある。ここに引用したのは内容に齟齬がないと思われる一つのみで
- 6 拙編著『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、一九九〇年一二月)五六五・六頁。

7

前掲注(2)『縁切寺東慶寺史料』史料番号26、一一七~一二〇頁参照。

- 8 隣の松本屋にいる妻に会わず、離縁状の取次は宿主より寺役人に行き、石井から本人に手渡された」としている。井上『駈込 離縁状を仙台屋で書き、宿平七より渡してくれるようにと頼んで引取り、平七がそれを役所に持参した、と日記にある。すぐ 井上禅定師も御用宿の機能の一つとして、現今の家庭裁判所の調停人的役割に「つや」の例を挙げ、「五助は妻つやへの
- 9 他の三片のものは、本書の発見によって、あらためて断簡のつなぎの可否等を再検討しようと思う。

東慶寺史』(春秋社、一九八〇年六月)二二一~二二三頁。

- 10 (東慶寺、一九六六年七月)末尾七頁にも、この事例を同様に「逗願(逗留願のこと)」と明記してあった。 井上『駈入寺―松ヶ岡東慶寺の寺史と寺法―』(小山書店、一九五五年一○月)二一五頁。続いて、同『松ヶ岡東慶寺誌
- (11) 本文中、ほとんどふれなかった「道中戯文」、仙台屋老人が卯之助に夜長を徹して聴かせたという「縁起・由来」・「明成
- 一件」の検討など、残された課題は不日を期したい。
- 12 史料の引用方法は拙著『縁切寺満徳寺の研究』(成文堂、一九九〇年一二月)凡例によった。

〈史料翻刻

鎌倉松岡東慶寺来由

全

重蔵誥心明記目録全

加藤明成断絶之事
附り縁起・由来之事
松ヶ岡寺法離縁之事

附り家老堀主水之事

重蔵誥心明記

みを受て自然と勝利を得る事疑なし、ふ事なし、一旦邪欲の者に利を昧まされても、神の恵夫我が国は神国也、人正直ニして本道を行に行すとい夫我が国は神国也、人正直ニして本道を行に行すとい

今日を営ミけり、此人善心深くして有徳にも参らす蔵と申して、従来飛脚渡世致し、多ハ嶋屋の金使して爰に一ツの口説有、所ハ江戸小網丁三丁目字八店に重

何不自由なく暮しけり、詩ニも一月為善則不足、



「鎌倉松岡東慶寺来由 全」一丁裏・二丁表(本頁上段)

一日為悪則有余と、大学頭林皝の口さミいたしけり、

其席ニ而見初メられし、男ハ江戸近在二合半領皿沼村 女芸一通りも可成出来、其頃流行の常盤津の浚ひ有、 十七才にも相成、容顔美しき侭、引手数多の山をなし、 妻ハ早くも身まかりして男手ニて養育致し、生長して 断りなるかな、然ル処重蔵ニ壱人のまつと申娘あり、

諸人ニ勝れ、此人小網丁ニ縁者有て逗留致せしと見へ 大尽の忰にて、萬平と申して年頃廿才計りにして器量 右のまつを月花ともおもひしにや、心をこめし艶

書を送り、其文ニ曰 雁のたよりニまかせ一筆しめしまいらせ候、いま

おわし候よし嬉くそんしまいらせ候、日外より便た寒サもつよく候へとも、なんのおんさわりのふ りもかなとそんし候得とも、人目の関ニさへきら わてなんとや、の申言葉も御座候得は、露月との れて、心ならすもむねを苦しめ居り、おもふ事い

ぬもしほ草と、おしき筆とめ参らセ候、 よき御へんしの義御願ひまいらせ候、素々ハ尽せ 何事も世の中のありさまと御んあきらめ、色 かしく

御情も我身ニ海川とありかたくそんしまいらせ

身わこ、に心はそちに二瀬川 はてなんとおもふ心はおしからて むくわん人の事そかなしき

十、まつハ三十八、かつハ十七、卯之助ハ四十の年を

右之如く文と二首を添て、送られけり、かひしにまつ いつか一瀬に流れあいたや

首の歌にかひしけり

も誠ニむねに微して心の置所もなき程におもひしや

是よりして遂にはわりなき中となりしにや、 我心天にも地にもミち~~て 心一ツのおくかたもなし いつしか

也、誠ニこふいん矢の如くにして、安政元寅年重蔵七不都合故、矢張小網丁ニ住居致し、不相替渡世致し候 拾四両也、重蔵義は鳥越え参り候ては嶋屋飛脚之為に り月々金壱分宛八ヶ年か間無相違相贈り、都合金高弐 り、尤卯之助えハ義理有孫を養育致し呉候迚、重蔵よ 衣類等質二入買請引移りけり、此所ニて九ヶ年暮しけ 烟草屋渡世致度と卯之助望ニ任せ、株金拾両、家内中 え辻番人の株を買、転宅致し候ニ付、其跡へ株を買、 烟草切り渡世なり、然ル処兄久兵衛は本所中の郷元町 浅草鳥越丁煙草や久兵衛弟卯之助と申候者、聟に取、 夫より一両年も過し候故、前夫は死去之積りにして、 実家相続と相定り、爰ニて無拠生涯の手切レとなり、 いたし小児五・六才ニも相成候得共、彼萬平父亡し、 いたし、其内女子出生いたし候故、萬平より厚く手当 の実家も相応の事故、承知致し、夫より表向にて通路 妊娠とハなり、父重蔵にも人を以て打あかし候所、

更右 不承 肻 及なから も為ニ宜敷と存候故、 込ん な ヶ か 一度ニ六 近所 とも 知申 間 様御 つちも七 0 /١ たる事 子 今我四 ば 気 # 供沢 なを鳥 相談は 一聟を取 の能権でいい。 者 (両遣 達 張 苋 岡 せて 崎 7 両 駈寄取押 重蔵も親 →故、 、 一々娘 あ į 十二相成候ても実子壱人も 曲 越 町 被 生 遣 Ш 殊之外 萓 イ、 甥 申 也 候 是非人 0 牛)善助 徹 涯 $\stackrel{\cdot\cdot}{\sim}$ 合金三 尚 羨しく存候故、 二 孫二怪我 0) 、候共、 付、 事故 にまたか 早々 短慮ニて、 迷惑なりと申 0 方え参り、 世 拾 話なるへ なく/ 縁 家内及相 卯之助 寸も が付度と 満も つ衣 ても不致内連て帰 しくふりかへ 眼 ゴ類等ニ 引 遣 なっ 道筋 くと存居 す故、 色変して V (し置 切 何卒養女か 談ニ 不得止事 人立退 也、 Š て見り 切も、 事故 困る 無之、 候処、 孫か 大騒 重 Š り、いへ 事 つ 狂 強 節 蔵 候 やとふ ハ祖 乱之如 動とな も八 つに不 我兄 卯之 あるも 傷情卯 何分思 所 n 之助 候 両 助 宛 今 方 ケ

> をするか をするか 手道 りわ 原灯 たと して、 もあ にも る、 助 にけ 頼ミより 渡 り、 分り 方え離 橋、 Ź ŋ, 卯 具迄不 節 配下家主庄助 自 it ししなからもとふ 顏 Ó 重 は、 が不申、 分の つかよ なけく親父橋、 たまり詰たるさかが之助ハ孫や娘をあ よふに大聖殿と祭られて、聖人も有 媒人佐兵衛ニ打分て、 なにもかもよしてとあきらめ の色さへ青山にて、 蔵 誠 是よ 外 聖 縁 一残金弐 箱崎を打捨て岡崎丁えと急行、 堂を 妻 0 なしと治定して、 夫 掛合候 其内段 ô ŋ 0 縁 打寄相談 打 心 店え引 拾 ハ切候 *ا*ر 所、 両 々 め ゃ ふもあとの事あんと るもし 日 此 な柳 一売払、 多くハ |数も立 ても して、 移 愁 V 0 きわり こてハ ŋ, すた/〜と通町今かハい 日本橋通丁 今三橋 のしりか、太夫ひゑま 王三 歎を聞人に あまのと 漸 _ 娘 Ġ ならん 兄久兵衛方之下 本所 一候内、 留主を遣イ、 佐兵衛を相 生 部一十申 0 々六ツ頃ニ善 کے 縁は 7 気を て、 んしん 原 孔子さま V になけ んから、 鳥越 切ぬ *ا*ر ふをこら 籾 述、 元 不 「構抔と小田 蔵 善之助 中に 名主大 の لح の古巣ニ かぬ人は せ 頼 情杯と小田 よふしん 居宅 すと、 車 莇 を 兎に 無 3 -働き 防ええ着 お遺御門我朝迄 拠 通 *7* \ 塚 バ 何 卯 b 面 を ŋ Ŕ 小 相 角

有之迚、

媒人重

一蔵え申

来り、

内

糺 前相応の

候所、

至極:

結

構成

所

其町 今卯

`人え縁付候

ハハ、、

当人は

勿論行

Þ 義

は夫婦

の

者

7.之助

手元ニてか

る

貧

窮

单

難

す

んるよ

らぬよふこ

出

来候故、

浅草蔵

町

人二て望人

炭に

に遊芸も

Ŭ仕込、

八中ニて

好 单

れ

7

恥 か

L

所

に

孫

か

0

事、

司

年

九

月

一之事な ま

n

Ĺ

か

奉 共離 行井 水汲抔 縁 戸 R 之所 対 順 ï て今日 ア 馬守様え歎 道 示 0 談 掛 合致 を営 には 分り 願 L 3 奉中 候でも 、居候 以様子、 候事 候、 何分埒明 右ニ 文面 思 付重蔵 ひ 茒 讱 申 7 南

[本文七・八頁に引用につき省略

間、 谷善太夫・赤井弥藤太、卯之助ニ向ひ、 を待居たり、 候と申候得は、 夫迄御待被成、 乍併かつ事は、重蔵より預り者也、早々呼ニ遣し候間 たり、依之萬平こわ~~進ミ出、其元之申処至極尤也 娘をかこひ置は不届也、 ふつ込押込たり、眼色ちの如く二相成、 預り置、 窮鳥懐二入時は狩人も是を助ケすといふ事なしといふ 善助と相談仕候所、孫かつハ誠ニ即断なりかたき候 願立可致旨、 ニ候間、 聞候は、 右之通駈込訴訟仕候処、 ハ、、其分ニ難差置と、挨拶次第剱撃致さんと相見 萬平之曰、一旦親子縁切り候てもか、る時節事故 実父弐合半領皿沼村萬平方え相頼ミ可申と連行候 頼ミ候所、 ましてや実子也、救ずんば有へからすといふて 如何様申され候ても我娘相渡し不申上は引取不 然ル処夫卯之助如何して聞出し候哉、 先々勘弁致し可申候、押て願候ハ、町法ヲ以 此願書取上候ては夫卯之助入牢ヲ申付候次第 早々引取人ヲ以尋常之掛合ニ致せと申入候 然ル処萬平謀計ヲ以、 厚御利解被 重蔵え相渡し候間、 直様出来り、 卯之助は利之当然故、 願書御一覧之上、 早々可相渡、 仰聞、 其面々ニハ大谷源八・糟 無拠願下ケ仕、 八丁掘取手之者三 同人より受取被下 無拠重蔵之来ル 若遅刻二及候 其方余りかさ 勢ひこんて我 御利解被仰 帯剱を

は、 申と云、 兵衛被呼出 山と被立置候事故、 便二存、尤成駈入也、 鎌倉松ヶ岡御所御役所え駈入、 毒ニ存、いろ/~と了簡致し候ても延々ニ成程、 人無宿同様ニて従弟善助厄介ニ長々相成候も何分気之 は何か月かを送り候ても埒明不申事思ひ切り、 方ニても面倒之事故、重蔵方え娘を戻しけり、 は売可申といふ見込有之故、一円承知不仕、 戻し可申旨強情申張、遊所場え売候ハ、、四拾両位ニ 可貰旨存候得共、何分卯之助承知不仕、 子も無之故、かつを不便ニ存、 取けり、是より扱人立入、萬平方え掛合候所、 らは任其意引取候上ニて、 赤房十手・ 重蔵被 二難義ニ相成、昨寅年九月中より壱年余ニも相成候得 山法之証文差上御願申上候點至八 実父より始末御尋有、 此上之致方無之迚、安政二年卯十一月十日、 卯之助も仰天し顔色青さめ、ふる~~しなから妖 呼出、始終之様子逐逸御尋御座候所、一入不 依之取手三人近く寄、 取縄等目の前ニ投出し、 是迄掛合振依怙贔屓無之処御尋御座候得 両人共山ニ入へし、依之重蔵 御公儀様より御免ニて慈悲之 ,

宿柏屋源兵衛方預ニ相成候。 穏便之掛合可仕といふて引 離縁 金拾両迄ハ差出し娘 然らハ引取手当可致 『付略ス仍てハ元仲人佐 如何と詰かけけ 御寺法奉願上候 是非かつを取 依之萬平 左候得

無理非道成事共数重りし事故、

当時卯之助は何丁何名

以書付委細申上候処、卯之助方先前より之仕成方

開基

縁起・

由来を委物語之事

仕

度と申ニ

一付、

門右衛門老人承知仕、

是より東慶寺

卯之助も仙台屋門右衛門え、

仰聞候得は、

当人も是ニて荒増承伏仕候、

依之

御当山之御寺法之次第聴

宿所人別尋なから呼出

し御座候て、

離緣御寺法之御利

[候事故

同

此度は久兵衛代りに夫卯之助罷出

夫呼出し候事は稀也、

畄

法之御奉書読聞

で候例也、

夫ニて離縁状

以為差出

支配名主・当人・五人組附添候上ニて、往古よ

夫強情申募り候節は御役

出し候、

尤仙台屋迄参り、

着

届申上

置

松ヶ岡

に二ては 人出役

相成候では恐入候迚、 て怪我を致し、 差紙を以呼出 主支配ニて有之哉と御

座

候所、

何分佐兵

|所領として |新領として

人

聢と相分り

当人兄久兵衛方え宿

し候所、 兼候間、

同人先達て十月二日之大地震

本国.

上総へ罷出留主中故、

余り延引

名代ニ卯之助松ヶ岡御役所え召

朝公法名武皇嘯源大禅定門之開基也、抑鎌倉尼御所松岡山東慶寺ハ、ニエ て無覚束も義兵を揚ケ、手始メに山木判官兼隆を夜討 |度東国 角ニて上総え渡り、 勢揃ひ致 梶原平三景時之計ひニて助命致 ·続て豆州石橋山合戦と成、 朝公蛭ヶ小島え流罰之節、 ニて源姓 隅 二二由緒 田川 夫より下 舟筏渡し、 有 面 々を藤九郎盛 総国葛飾 重忠之勢、 大二敗北して臥木 文覚上人之勧めニ 由来を委しく尋 一位右大将源 郡国府 ĺ 長催 伊 台 宣浦· 和 促致 田 頼

> 着ス、 経 仲心を合て横鎗を入妨へし、 平家追罪之院宣を下し給ふ、 其羽音ニ驚ひて平氏 以て川上に水鳥の群り居り候所え焼草を投付けれは 百万の士卒得しよりも我為に力なりと、 なりし 定有て我等速に討取 か館に逗留致し居り 一浦党不残相随ふ、 勢ひ 後に平氏を責へしと、 |富士川迄打て出、 将ハ難得キ/へ、 今文何一 義賢を扇ヶ谷ニて害したり、 頼朝進出て日、 御身能も遠路の所不厭して尋来りたり、 奥州より 禁庭ニても厚御賞美致 ツ四海ニ恐る、物なしと、 平泉 出なハ、 「弐萬の軍勢京都迄逃落けり、 候九郎判官源義経、 依之大軍と成 平家と戦ふ、 萬卒ハ得易しとハ断り也、 其後は相 0 評義一決して木曽方え戦 城主陸奥守従 此節頼朝鎌倉二有、 先義仲より有 信州木曽義仲は兄源太義 互ニ世を忍し不身の て駿州浮 義経壱ツの謀 依之権頭兼遠と義 依之 券属を率て型 (番) 低五位藤原秀海 軍儀を巡 無之一 嶋 事 原 頼朝公え 限 戦 陣 ŋ 義 な 到 上

有之所、 之院宣を賜り候、 態々以戦使ヲ申 二出 其義於有之ハ後日之妨 張致し、 戸、我ニ意恨山の如く有へし、若横鎗其許事は父義賢殿を我兄源太義平殺 入候、 有無之一戦可遂候、 依之速に上洛致 此度従 二候間、 ĺ, 帝都平 意恨も無之候 早 平家追 ż 信州 家を追 害致 Ш b 可

其文ニ日

右有無之返答速ニ可有之候、 嫡子清水冠者殿を人質として可被相送候 以上

石兵衛佐源 冰頼朝

寿永三年九月十日

花押

木曽冠者源義仲公

中三権頭兼遠殿

御紙面令披見候、然は当今従 帝都平家追罪之院 宣賜り候ニ付、近々御上洛之節我々意恨も有之哉

右之通り戦使ヲ以申入候ニ付、則返答書ニ曰

之由を申送、此旨令承知候、我亡父先生義賢は朝 源太義平殿亡し候は全是忠節之所致也、 依

之意恨筋毛頭無之候、後之為証拠則志水冠者事

「面如是候、已上 寿永三年四月三日

早々御預ケ可申候、

以後水魚之交り可致候、依て

中三権頭兼 遠

木曽冠者源義仲

右兵衛佐源頼朝公

冠者へ女合、上総国ニて三千丁之賄料被下けり 之頼朝公も安堵之思ひをなし、我実子朝姫君を志水之 右之通返翰ヲ送り、追て嫡子清水冠者ヲ被送けり、 依

帝を守護ス、 萬の軍勢謀計ヲ以二萬ニ討なし、 又曰木曽義仲公信州栗加羅谷ニて平家と戦ひ、平氏拾 從禁帝御賞美有之、朝日将軍左中将ニ任ス、 然ル処悪逆日々増長して洛中・洛外迄苦 西海ニ追下し候ニ

> 害し給ふわ、余り御情なき振舞なり、我も其上は薙髪 清水冠者之首を刎ル出陣ス、此時朝姫君歎給ふて如何(タン) 仲追罪之綸旨を下し賜ふ、其節首途之血祭りなり迚、 二父上、木曽殿敵二成候迚、 必至と難義被致けり、 我ニ無相談も夫冠者殿を 依之尚又鎌倉頼朝公え義

開基也、又清水冠者の死骸は栗船村常楽寺え葬る、今 其跡有之由 住職為致けり、今之松ヶ岡東慶寺是也、 依頼朝公当山

則剃髪致して尼ニ成、頼朝不便ニ存、一寺を建立して 致し尼ニ成て、冠者殿の菩題を弔わん迚、父に申上、

中興開山と唱ふわ、

北条六代相模守平時宗御内

室

高く、 城之介娘也貞時出生して後時宗皇士三卒去ス、依之薙髪して 寒ハ秋田 東慶寺住職ス、法名潮音院覚山大和尚と申て、世上名 帝都より御勅額を下し給ふ、今に御木像あり、

鹿山円覚寺地中仏日庵え葬ル、定時は円覚寺之供鐘を(選) 醍醐天皇ノ姫宮、法名用堂大和尚也、此御代より松ヶ 建立して今ニ有大鐘也、夫より五代目御住職ハ

安政二卯年十月九日迄ニ五百五拾回忌也、尤時宗は瑞

足利将軍と成、多くハ足利家も御 共当山御知行所、 岡御所と称し給ふ、紫衣給ふ也、今二御木像連綿とあ 二於て当山ニて大答宮様を厚ク祭ル、尤御廟所土之牢 此御方は大塔宮兵部卿尊雲親王之御従弟之由 二階堂村二明二有之候、 一門之後室より住職 夫より代々

ŋ

26

松ヶ岡 守たき出し、 ^{落合将監と申候}此ころを以迄ハ山門ニ勅額有之候由、 権現様厚く御いつくしミ被遊、江戸え連帰り、 と称申て、大坂右大臣 山 但上層量村。御附御用人御旗本高千石、 中興開山と唱ふわ 二代将軍 ·住職被遊候、 御公達は悉ク滅亡致しけ 然ル処大坂大乱之節火の中より坂崎出 台徳公御惣領御姫 此節御朱印高五百石御寄附被遊候 天秀泰大和尚也、 豊臣秀頼公之御簾中也 君 落合能登守様 法名天樹院殿 此御 天秀様は 方御 後二 羽 盘

え為駈入けり、 御老中土井大炊頭様え主人明成不容易謀叛有之由 境ニて鉄炮を打放し、 味して主水と不和合ニ成、 明成従者と堀主水従者喧嘩致し候を、 笑ふを、 上ニて、 彼箱を開き、 成ハ、父ニ似すして政事にくらく、 紀州高野山え登る、 |頃奥州会津若松城主四拾四万石加藤式部少輔明 白木之箱ニ入て一書を認メ注進ス、 家老堀主水折にふれて諌めもちい、 早々御奉書ヲ以明成え達ス、 御一 大炊頭様御登城して老中列座ニて 覧被成候上ニて、 橋を焼落し出府仕、 妻子ハ相州鎌倉松ヶ岡御所 依之若松を立退き、 達 世の人の 明成直 其文ニ日 直ニ其身 御聴ニ 御用番 其内 朝り 三吟 候

> 应 月

Н

堀田 永井

> 相模守 上

一野介

右近太夫

大炊頭

て出 御当家ニ対し 左馬介書残し 右之通御奉書到来仕候二付、 (難問御尋御座候二付、 府 被致けり、 弓引子孫無之と奉申上候、 置候起証文を差上、 則御用之趣奉伺候処、 加藤式部少輔 明成有無之不及返答、亡父 取物も不取敢夜ニ日に次 依之我家ニ於てハ 殿 家臣堀主水

神文状之事

倉志ニ見へたり

将 器量之仁を見立可為養子者事、 忠之子孫有之は、家之長たる者、 付候ハ、 御恩子々孫々迄忘却不仕、 譜代之御暦々衆数多有之中え、 候古例也、 難有仕合奉存候、 すへくと上意ニ付、 軍家 誠二以武士之面目、 家光公様初て御鎧御着之節、 然ル処井伊・本多・酒井・ 尤初着之節は智勇兼備之士相 則喜明参らせ候は、 忠節可尽者也、若又不 武門之誉、 外様之喜明え被仰 譬血縁之者より 榊原始 御着せ参ら 無此上喜 冥加至 ジ細

大小之神祇神罪 島太神宮 神宮・八幡大菩薩・春日大明神・ 右之條々於相背は、 伊豆箱根両社権現総て日本国中六十余州 冥罪蒙仰者也 梵天・帝釈・四大天王 神文状仍て如 熊野三社権現 天照大 ·

取急キ早々出府可被有之候、

用之義御座候二付、

此書付着次第道中

無拠明成、

喜明数年身命を勉て切取領地会津四拾余

左馬介喜明

血判

加藤家子々孫々中

当家二限り不忠之子孫一切無之旨申上候ニ付、彼神 右之神文状父より遺状ニ付、第一ニ相守り居候間 但左馬介六十九才ニて寛永八年九月十二日卒去スプ

竟之取手之者鎌倉松ヶ岡ニ遣し、主水妻始縛して引(**)。 御意有之候故、明成其勢ひニ乗し、屈可被行候旨 御意有之候故、明成其勢ひニ乗し、屈 事を企、不届・不忠也、此上は主水仕置は勝手次第 文状ニて申披き立派ニ相立、然は堀主水ハ断絶せん

むるか 至極也 者如何成罪人も出ス事なし、然るを理不尽之族不道 「附々の事之勢ひ也は刻ル(ママ)(ママ) 二ツに一ツの此儀を 此上は明成を滅却するか、此御所闕寺せし 御母堂 天樹院様

此尼僧被

仰聞候は、当山は頼朝公以来此寺え来ル

寄んとす、松ヶ岡此時之住職は

天秀泰大和尚也、

之屋敷へ御住居ニ而千姫君様と申奉候、後伝 但天樹院様は本多忠刻之御内室也、 本郷駒込

通院へ葬ル、

ル、其外小なる事ハあけて算るに遑あらすと也 萬石を差上たりと有、 如此重き御寺法之寺也と物語

天秀泰大和尚は正保二年酉二月七日寂ス、

駿河大納言忠長卿断絶之跡御殿向也、今之陰涼軒も 今に仏殿ニ御木像有、後ニ大石碑あり、今有方丈は

右之通り当山開山之縁記・由来・御寺法之重きを夜 同断也意信の絵なり

銭を遣イ、余計之心配いたし候は御損也、依之筋能離 程した心有之共、迚も其山ニ駈入、離縁を願ふ者ニ金 永々と物語致し、 仙台屋老人夫卯之助ニ向ひ、

強情申張候得共、迚も不叶事と思ひ切て善助と立帰 縁状差出し候方可然と申語しけれハ、卯之助も始メハ 然らは妻子共松ヶ岡え御山法通月数無相違相勤

弥承伏仕、 候上は、聊申分無之迚、離縁状ハ御役所え差上可申 依之仲人佐兵衛を呼出し、 得と申談之上連

【本文十四・十五頁に引用につき省略

印之離縁状差上ル